(仮称) 浦安市子ども図書館基本構想策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)浦安市子ども図書館基本構想(以下、「構想」という)の策定において、専門的な立場や幅広い視点からの指導助言や意見等を聴き、構想の策定に資するため、(仮称)浦安市子ども図書館基本構想策定懇談会(以下、「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- **第2条** 懇談会は、構想の策定に関する事項について、専門的な立場や幅広い視点からの指導助言や意見等を述べること。
- 2 その他、構想の策定に必要な事項。

(組織)

- 第3条 懇談会は、10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び教育関係団体からの代表者、図書館関係者、行政関係者、 公募市民で構成し、教育委員会が委嘱する。
- 3 前項に示した公募市民の募集については、別途定める。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 懇談会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇談会は原則として公開する。

(参考意見の聴取等)

- **第6条** 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見または、説明を聞くことができる。
- 2 懇談会は、懇談会の構成員以外の者に対し、資料の提出や会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、浦安市教育委員会生涯学習部生涯学習課こども図書館準備 室で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

(委員の任期)

第9条 懇談会は、第2条に定める任務が終了したとき解散する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。